

追 加 募 集

令和8年度 香川県大学生等奨学金 募集要項

香川県では、意欲や能力が高いにもかかわらず、経済的な理由で大学等へ進学することが困難な方を支援するために「香川県大学生等奨学金」の貸付けを行っています。

この奨学金の貸付け、返還その他については、香川県大学生等奨学金貸付条例、同施行規則に基づいています。お申込みの際には、条例、施行規則及び本要項の内容を十分ご確認のうえ、必要書類を提出してください。

1 募集期間 令和7年12月8日(月)～ 令和8年1月30日(金)

2 募集人員 40人程度 (令和8年度に大学等へ進学、進級を予定する人)

3 申込資格 (次の(1)～(4)のすべてを満たす必要があります。)

(1) 令和8年度に大学、短期大学、大学院、専修学校（専門課程）、高等専門学校（第4、5学年及び専攻科）（以下「大学等」という。）へ進学、進級を予定する人で、保護者（父母）またはこれに代わる人が香川県内に居住する人。

(2) 次表の学力基準を満たす人

区 分	基 準
高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学する人	在校の第1学年から第2学年までの学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.5以上
高等学校等を令和5、6年度に卒業し、大学等に在学していない人	卒業校の第1学年から第3学年までの学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.5以上
大学院に進学を予定する人	学部又は学科における第1年次から第3年次までの学習成績がおおむね上位3分の1以内
高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）に合格した人	大学等において特に優れた学習成績を修める見込みがあると認められること
高等専門学校4年生に進級又は専攻科に進学を予定する人	本人の属する学科における学習成績が平均水準以上
高等専門学校を卒業し、大学へ編入学を予定する人	学部又は学科における学習成績がおおむね上位3分の1以内

(3) 前年の世帯の収入（父母等の収入の合計）より算出した所得金額から、特別控除額（世帯構成※¹、家庭事情により異なります。）を差し引いた金額が、県が定める基準額以下※²であること。

※1 世帯の定義は、4ページの「(1)提出書類 ②住民票の写し（コピー可）」の項を参照

※2 県政策課のホームページに簡易な「家計基準判定表」を掲載しています。

(4) 次の奨学金等を受給していないこと

- ・香川県の医学生修学資金、看護学生修学資金、獣医学生修学資金
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金

※（独）日本学生支援機構の給付奨学金、第一種奨学金（無利子）及び第二種奨学金（有利子）との併給は可能です。

4 貸付金額

学校種別、通学形態に応じたいづれかの貸付月額を選択してください。

県では、一人でも多くの若者に地元香川県に定着してもらえるよう、貸付け、返還の両面で特色を設けています（詳細は、6ページの「香川県大学生等奨学金の特色」を参照）。

※1 大学等の所在地が香川県内の場合、通常の貸付月額の最高額に10,000円を加算した貸付月額を選択できます。

※2 奨学生が大学等を卒業後、県内に居住、就業し、一定の条件を満たした場合に、返還額の一部を免除します。

（1）貸付額表（（独）日本学生支援機構給付奨学金（第Ⅰ区分）を受けない方）

※県奨学金貸与の途中で、（独）日本学生支援機構給付奨学金の第Ⅰ区分を受けることになった場合は、（2）の貸付額表（右ページ）の金額から選択する必要があります。

（単位：円）

学校種別		通学形態	貸付月額（いづれかを選択）					県内大学等の場合のみ選択可※1
			通常の貸付月額					
大学	国公立	自 宅	—	—	20,000	30,000	45,000	55,000
		自宅外	—	20,000	30,000	40,000	51,000	61,000
	私 立	自 宅	—	20,000	30,000	40,000	54,000	64,000
		自宅外	20,000	30,000	40,000	50,000	64,000	74,000
短期大学 高等専門学校 専修学校	国公立	自 宅	—	—	20,000	30,000	45,000	55,000
		自宅外	—	20,000	30,000	40,000	51,000	61,000
	私 立	自 宅	—	20,000	30,000	40,000	53,000	63,000
		自宅外	20,000	30,000	40,000	50,000	60,000	70,000
大学院	修士課程及び専門職大学院の課程		50,000 または 88,000					98,000
	博士課程		80,000 または 122,000					132,000
香川県内で居住、就業 <参考> した場合の一部免除額 ※2		貸付月額のうち 15,000					貸付月額のうち 25,000	

(2) 貸付額表 ((独)日本学生支援機構給付奨学金(第Ⅰ区分)を受ける方)

※県奨学金貸与の途中で、(独)日本学生支援機構給付奨学金の第Ⅱ、Ⅲ区分を受けることになった場合は、(1)の貸付額表(左ページ)の金額から選択する必要があります。

(単位:円)

学校種別		通学形態	貸付月額 (いずれかを選択)						県内大学等の場合のみ選択可※1
			通常の貸付月額						
大学	国公立	自宅	—	—	—	—	17,000	27,000	県内大学等の場合のみ選択可※1
		自宅外	—	—	20,000	30,000	34,000	44,000	
	私立	自宅	—	20,000	30,000	40,000	50,000	60,000	
		自宅外	20,000	30,000	40,000	50,000	64,000	74,000	
短期大学 高等専門学校	国公立	自宅	—	—	—	—	15,000	25,000	県内大学等の場合のみ選択可※1
		自宅外	—	—	—	—	15,000	25,000	
	私立	自宅	—	—	20,000	30,000	36,000	46,000	
		自宅外	—	—	20,000	30,000	39,000	49,000	
専修学校	国公立	自宅	—	—	—	—	17,000	27,000	県内大学等の場合のみ選択可※1
		自宅外	—	—	20,000	30,000	34,000	44,000	
	私立	自宅	—	20,000	30,000	40,000	50,000	60,000	
		自宅外	20,000	30,000	40,000	50,000	60,000	70,000	
香川県内で居住、就業 <参考> した場合の一部免除額 ※2			貸付月額のうち 15,000						貸付月額のうち 25,000

5 利 息 無利息

6 貸付期間、貸付方法

貸付期間は、原則として令和8年4月分から標準修業年限の終期までとします。奨学金は、奨学生本人の口座に原則として毎月振り込みます。

7 連帯債務者、連帯保証人

◎本奨学金を借りる場合には、連帯債務者1人が必要です。連帯債務者は、原則として奨学生の保護者(父母)等になります。

◎奨学生本人や連帯債務者が返還できなくなった場合に返還する人として、連帯保証人1人が必要です。連帯保証人は、成人で、奨学生や連帯債務者と家計が別であることが必要です。

8 申込手続

(1) 提出書類 (I、IIのいずれかになります。)

- I 「県内の高等学校等に在学する人」と「県内の高等学校等を令和5、6年度に卒業し、大学等に在学していない人」は、①、②、④、⑤の書類を在学中または卒業した高等学校等へ提出してください。
- II 上記I以外の人は、①～⑤の書類すべてをご準備のうえ、県政策課に直接、提出（郵送可、令和8年1月30日必着）してください。

①大学生等奨学金貸付予約及び第一種奨学金返還支援対象者認定申込書（別紙様式第1）

②住民票の写し（コピー可）

◎世帯に属する方全員の住民票の写しです。

・続柄記載があり、**発行日から概ね3ヶ月以内**のもの。（本籍、個人番号は記載不要。）

◎上記のほか、次の者は本人と生計を一にしている家族とみなし、同一世帯員とします。

- ・勤務地に赴任し、別居している家計支持者。
- ・就学や病気療養のために一時的に別居している者。
- ・主として扶養している別居の祖父母。
- ・その他、上記のいずれかと同様の状態にある者。

③学習の成績を証明する書類

◎それぞれ申込区分に応じた「成績証明書」を添付してください。

申込区分	必要な成績証明書
高等学校等に在学する人	在学校の第1～2学年の成績証明書
高等学校等を令和5、6年度に卒業し、大学等に在学していない人	卒業校の在学中（第1～3学年）の成績証明書
大学院に進学を予定する人	大学等の第1～3年次の成績証明書
高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）に合格した人	文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課発行の「高等学校卒業程度認定試験合格成績証明書」
高等専門学校4年生に進級又は専攻科に進学を予定する人	高等専門学校の在学期間中の成績証明書など
高等専門学校を卒業し、大学へ編入学を予定する人	高等専門学校の在学期間中の成績証明書など

④世帯の収入を証明する書類

◎「世帯の収入」とは、父と母双方、またはこれに代わって家計を支える人の収入をいいます。

- ・両親がいる世帯の場合は、父と母双方の収入の合計
- ・母子または父子世帯の場合は、母または父の収入
- ・父母に代わる人が家計を支えている世帯の場合は、その人の収入

◎上記の人について、「収入を証明する書類」として次の書類を提出してください。

なお、内容は令和6年分を証明するものとし、原本ではなくコピーで結構です。

- ・給与所得者は、原則「源泉徴収票」、ただし「所得課税証明書」でも可
- ・確定申告者は、原則「確定申告書（控）」、ただし「所得課税証明書」でも可
- ・収入無の場合は、「所得課税証明書」

⑤奨学金受給（申込）状況調査及び個人情報取扱いに関する同意書（別紙様式第2）

◎申込書に記載された個人情報が、他の奨学金等の受給・申込状況や学力基準を確認するために利用されること、また、県内企業の就職情報の提供等に使用されることに同意していただくものです。

(2) 提出先

申込書類の提出先は、申込区分ごとに次のとおりとなっています。書類に不備がある場合は受け付けることができませんので、十分に確認のうえ、ご提出ください。

県政策課に書類を持参する場合等は、お電話で事前予約をお願いします。

申込区分	申込書類の提出先
県内の高等学校等に在学する人	在学中の高等学校等
県内の高等学校等を令和5、6年度に卒業し、大学等に在学していない人	卒業した高等学校等
県外の高等学校等に在学する人	香川県政策部政策課 総務・分権・連携グループ 奨学金担当 住所：〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1-10 TEL：087-832-3122
県外の高等学校等を令和5、6年度に卒業し、大学等に在学していない人	
大学院に進学等を予定する人	
高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）に合格した人	

9 内定者（採用候補者）の決定

- ◎学習成績と所得の状況等をもとに、内定者（採用候補者）を選考します。
- ◎募集人員を上回る申込みがあった場合には、内定されないことがあります。選考結果は、内定の可否にかかわらず、令和8年3月上～中旬頃に申込者本人へ通知します。
- ◎内定者（採用候補者）は、大学等へ入学後に申込書、在学証明書の提出など必要な手続きを行い、正式に採用が決定されます。

10 返還

奨学金は学生本人に貸し付けられるものであり、卒業後は必ず返還しなければなりません。返還金は後輩の奨学金として貸し付けられる仕組みとなっており、返還が円滑に行われない場合、制度の運用に支障を来すことになりますので、次の事項に留意のうえ、計画的な返還を行ってください。

- ◎契約時に、借用証書、返還計画書等の提出が必要です。
- ◎連帯債務者、連帯保証人ともに、本人と同様の返還義務があります。
- ◎連帯債務者、連帯保証人、住所、電話番号、氏名等の変更の場合は、届出が必要です。
- ◎奨学金の返還を延滞すると、民法に定める法定利率の割合で延滞金が課せられます。分割金の遅延が3回分に達した場合は、期限の利益を喪失します。
- ◎返還は貸付終了後1年が経過したときから始まります。ただし、貸付終了後も引き続き大学等に在学するときは、申請により返還を猶予することができます。
- ◎本人の死亡や著しい障害等により返還が困難であると認められるときには、未返還額の全部または一部が免除される場合があります。

▼返還計画例▼ (大学、貸付期間48カ月の場合)

(注) 端数は、最終回で調整します。

区分	貸付月額	返還総額	返還月賦額	返還回数(期間)
国公立	自宅	45,000円	2,160,000円	12,857円
	自宅外	51,000円	2,448,000円	13,600円
私立	自宅	54,000円	2,592,000円	14,400円
	自宅外	64,000円	3,072,000円	14,222円
自宅・自宅外 共通	30,000円	1,440,000円	9,230円	156回(13年)

香川県大学生等奨学金の特色

1 若者の地元定着の促進

(1) 県内の大学等に進学した場合の貸付額の加算

内定者（採用候補者）が県内の大学等に進学した場合には、学校種別、通学形態に応じた通常の貸付月額の最高額に10,000円を加算した貸付月額を選択できます。

加算された10,000円は、次項（2）に記載する条件を満たした場合に、返還免除の対象となります。

(2) 卒業後、県内で居住、就職した場合の一部免除

奨学生が大学等を卒業後、県内に居住し、県内で就業している場合に、奨学金の返還額の一部を免除します。

◎対象者は、次の①～③の条件すべてを満たす人です。

①卒業後3年以内に県内で居住していること

②卒業後3年以内に県内で就業していること（正社員等）

- ・県内に本社を有する会社に雇用されていること

- ・県内の個人事業者に雇用されていること

- ・県外に本社を有する会社の県内支店（本社は不可）に採用されていること

- ・県内で個人事業（農業、営業など）を営み、確定申告をしている、または申告書において事業専従者として記載されていること

③県内に居住、就業してから引き続き3年間経過していること

◎一部免除の額は、次のとおりとなります。

- ・一部免除の条件に該当すれば、一律に「15,000円×貸付月数」に相当する額を免除

- ・一部免除の条件に該当し、前項（1）に記載する10,000円を加算した月額の貸付けを受けた場合には、上記の「15,000円×貸付月数」に相当する額に加え、「10,000円×加算を受けた月数」に相当する額をさらに免除

2 多子世帯への配慮

安心して子どもが育てられる環境づくりに資するため、子育て家庭の経済的負担の軽減が図られるよう、就学中、就学前の子どもが3人以上いる世帯の子を優遇する仕組みを設けています。

- ・対象となるのは、奨学金を申し込む本人を含め、就学中、就学前の子が3人以上いる世帯です。

- ・奨学生の選考では、世帯の所得金額から各種の控除を行った後の金額を審査の対象とします。このとき、多子世帯においては、2人を超える1人について一定金額の特別控除を行います。

＜お問合せ先＞

香川県政策部政策課 総務・分権・連携グループ

住所：〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1-10

TEL：087-832-3122、FAX：087-806-0234